

障害者自立支援給付支払システム運用効率化等事業実施要綱

1 目的

障害者自立支援給付支払等システム（以下、「システム」という。）について、より効果的かつ効果的な運用を図るため、民間の団体が行う当該システムの改修や運用の在り方に関する調査研究、自治体の既存業務システムとの連携支援等を推進することにより、障害者総合支援法の円滑な施行に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、競争により選定した民間団体とする。

3 事業内容

(1) システムの改修、運用の在り方に関する調査研究

報酬改定等制度改正に伴う障害者自立支援給付支払等システムのより効率的な改修方法や、地域生活支援事業等公的サービスに係る支払事務を当該システムに組み込む場合の効果測定等、当該システムのより効果的な運用につなげるための調査研究を行う。

(2) システムに新たに付加するパッケージソフトの開発

障害福祉サービス等給付費だけではなく、地域生活支援事業や補装具費等についても、国民健康団体連合会を通じて請求及び支払が行えるよう、新たなソフトウェアを開発するため、先行自治体の実態調査や、ソフトウェアの要件定義、基本設計等を行う。

(3) 自治体と連携を支援する事業（⇒簡易な審査支払システムのモデル実施）

自治体が保有する障害福祉サービス等利用者に係る給付データについて、円滑に国民健康団体連合会とやり取りが行えるよう、必要なアプリケーションソフトを開発する自治体等に対する支援を行う。

(4) その他、システムの効率的かつ効果的な運用に資する事業

4 変更手続き

当該事業において、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、交付要綱の7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うこと。